

令和3年度 いじめ認知件数などについて

・いじめ認知件数 : 6件

いじめ防止対策推進法のいじめの定義に基づき、令和3年度にいじめを認知した件数は6件です。今年度も、いじめの早期発見と早期対応に取り組みます。

<いじめ及びいじめ類似行為の定義>

いじめ防止対策推進法

第2条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

新潟県いじめ等の対策に関する条例

第1条

この条例は、いじめ及びいじめ類似行為（以下「いじめ等」という。）の未然防止、いじめ等の早期発見、いじめ等に対する迅速かつ適切な対応並びにいじめ等の再発防止の対策（以下「いじめ等の対策」という。）に関し、基本理念を定め、県等の責務を明らかにするとともに、いじめ等の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な事項を定めることにより、もって児童等が健やかに成長することのできる環境の整備に資することを目的とする。

第2条

この条例において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この条例において「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

・いじめの対応

- ① いじめについての訴えや疑いの把握
- ② 担任や学年主任などに報告
- ③ 管理職や教育支援部（いじめ対策推進教諭に報告）
- ④ いじめ対策委員会でいじめの認知を判断
- ⑤ 当該生徒への対応の検討と保護者への連絡
- ⑥ 生徒及び保護者の対応
- ⑦ 経過観察
- ⑧ いじめ対策委員会でいじめ解消の判断